

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 28 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物
に係る災害廃棄物処理事業について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年北海道胆振東部地震及び台風第 19 号、20 号、21 号により各地で被害（以下「災害被害」という。）が生じ、これに伴う災害廃棄物の処理に関しては、各自治体において、鋭意御対応いただいていることと存じます。

災害被害を踏まえ、農林水産関係の災害廃棄物に係る災害廃棄物処理事業の留意点について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

貴管下市町村に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：佐藤（主査）、御手洗（施設第 2 係）

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp

被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物 に係る災害廃棄物処理事業について（留意点）

災害廃棄物処理事業の事務処理にあたっては、「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成 26 年 6 月 25 日付け環廃対発第 1406252 号、以下「マニュアル」という。）により行われているところですが、災害被害では、農業用ハウスの倒壊等により甚大な被害をもたらしています。

ついては、農林水産関係の災害廃棄物に係る災害廃棄物処理事業に係る留意点を下記のとおり取りまとめました。

1. 補助対象事業の範囲について

災害廃棄物処理事業における対象事業は、マニュアル 4. 2. ②により、市町村が災害その他の事由ために実施した生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業となります。

災害被害では多数の農業用ハウスの倒壊等が発生しており、これらが長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障が認められる場合であって、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業の補助対象となります。

ただし、農業用ハウス等の撤去が、他の災害復旧事業の補助対象となった場合には、災害廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできません。

2. 災害の採択範囲について

災害発生の実事確認については、マニュアル 7. (3) 2 の別表に基づき、それぞれの災害原因が採択範囲の基準を満たしているかの確認を行います。

3. 災害査定について

災害廃棄物処理事業の採択にあたっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号）により調査（いわゆる災害査定）を行うことから、生活環境の保全上支障があると認めがたいものや、写真等の資料により被災の事実が確認できないものについては補助対象外となるので十分に留意願います。

4. その他

マニュアルに記載が無いなど、補助金申請にあたり疑義等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課までご連絡をお願いいたします。

以上

【参考資料】

- ◆災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等（環境省HP）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>

- ◆災害関係業務事務処理マニュアル（環境省HP）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/manual140625set.pdf>